

介護予防支援事業者の指定について

資料 7-1

○新規に指定をする事業所

No	事業所名	指定期間	所在地
①	中津川市北部地域包括支援センター	令和 8 年 4 月 1 日 ～令和 14 年 3 月 31 日	福岡 679-6
②	中津川市社会福祉協議会 指定居宅介護支援事業所	令和 8 年 4 月 1 日 ～令和 14 年 3 月 31 日	駒場 1666-3904
③	福岡指定居宅介護支援事業所	令和 8 年 4 月 1 日 ～令和 14 年 3 月 31 日	福岡 714-2
④	中津川北居宅介護支援事業所	令和 8 年 4 月 1 日 ～令和 14 年 3 月 31 日	付知町 5881-32
⑤	社協ケアプランセンター やさか	令和 8 年 4 月 1 日 ～令和 14 年 3 月 31 日	山口 2166-2
⑥	ケアプラン easePlus	令和 8 年 4 月 1 日 ～令和 14 年 3 月 31 日	駒場 792 ドゥ・クレール駒場 305
⑦	エールケアプランセンター	令和 8 年 4 月 1 日 ～令和 14 年 3 月 31 日	駒場 1493-21
⑧	未来設計おひさまプラス	令和 8 年 5 月 1 日 ～令和 14 年 4 月 30 日	手賀野 310
⑨	指定居宅介護支援事業所 ふくろうの杜	令和 8 年 6 月 1 日 ～令和 14 年 5 月 31 日	苗木 4002

<根拠法令>

介護保険法（平成九年十二月十七日法律第百二十三号）

（指定介護予防支援事業者の指定）

第百十五条の二十二

4 市町村長は、第五十八条第一項の指定を行おうとするときは、あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

指定地域密着型施設の指定について

法人名	特定非営利活動法人中津川福祉医療ネットワーク
指定をする事業所①	【事業所名】 ひなたぼっこ 【所在地】 蛭川 6393-2 【サービス】 地域密着型通所介護(定員：10名) 【指定期間】 令和8年6月1日～令和14年5月31日
指定をする事業所②	【事業所名】 そよかぜ 【所在地】 高山 1951-43 【サービス】 (介護予防) 認知症対応型共同生活介護(定員：1ユニット9名) (介護予防) 認知症対応型通所介護(定員：3名) 【指定期間】 令和8年6月1日～令和14年5月31日
【指定理由】 「ひなたぼっこ」と「そよかぜ」を運営する特定非営利活動法人ひなたぼっこを特定非営利活動法人中津川福祉医療ネットワークが吸収合併したため、新たに指定をするものである。 【市の見解】 現在すでに「ひなたぼっこ」及び「そよかぜ」として運営が行われており、法人変更後も従前のサービスが継続して運営されるものであるため、事業所指定を認めることとした。	